

1 ■080■ 訴因変更の可否を論じる趣旨

2 ◎訴因変更については、①訴因変更が必要かを検討する「要否」→②訴因変更が必要だと  
3 しても公訴事実の同一性の範囲内かを検討する「可否」→③公訴事実の同一性の範囲内  
4 であったとしてもその他の理由で許されないか否かを検討する「許否」の順序で検討す  
5 る。この順序を間違えないように！

6  
7  
8 ■081■ 公訴事実の同一性

9 ◎公訴事実の単一性は、被疑事実の単一性と同じで、要するに一罪といえるかどうか。

10 ◎公訴事実の狭義の同一性は、被疑事実の狭義の同一性と同じで、要するに同じ事件とい  
11 えるかどうか。

12 \*「同じ事件である／ない」ことを論証するために「具体的判断方法」の言葉がある。

13 「具体的判断方法」の言葉から入って抽象的に考えると混乱する。気を付けよう。

14 \*狭義の同一性の判断基準については、実に華々しく議論が繰り広げられているが、  
15 勉強すればするほど混乱するので、さしあたりスルーしたほうが良い。まずは判例  
16 理論による処理方法に慣れることを目標としよう。それでは知的探究心が満たされ  
17 ないという人は、刑法法の基礎につき全範囲勉強が終わり、全てを理解して記憶し  
18 たので、もうすることがないという状態になったときに突っ込んで勉強しよう。

19  
20  
21 ■082■ 公訴事実の同一性に関する判例

22 ◎さまざまな（事例）判例があるが、もっぱら単一性を問題にしているのか、狭義の同一  
23 性を問題にしているのか意識すること。

24 \*単一性の判断がよくわからない人は、罪数をよく復習してみよう。

25  
26 ●「甲が銅板を窃取するに際し、犯行供用物件を貸与して窃盗の幫助をした。」という窃盗  
27 幫助の訴因を、これと併合罪関係にある「甲が窃取した銅板を、盗品と知りながら買い  
28 受けた。」という盗品等有償譲受けの訴因に変更することは、公訴事実の同一性を欠き、  
29 許されない。（予備）

30 ●最高裁判例に照らすと、被告人が、I市内において花札賭博をしたという訴因と、同日  
31 同所においてAらが行った賭博開張図利の際に賭具を貸与して幫助したという訴因と  
32 の間には、公訴事実の同一性が認められる。（ブ）

33 \*この判例を知らなくても、罪数を考えればわかるはず。賭博関連の罪数処理につい  
34 て知らなくても、今まで培ってきたセンスでもって単一か否かわかるはず。

35 ●最高裁判例に照らすと、被告人が、I市内においてVが支払うべき相手を誤信して提供  
36 した金員をその者になりすまして受け取り、詐取したという訴因と、同日同所において、  
37 その金員の受領後に領得意思を生じてこれを着服したという訴因との間には、公訴事実  
38 の同一性が認められる。（ブ）

39 ●「甲は、公務員乙と共謀の上、乙の職務上の行為に対する謝礼の趣旨で、丙から賄賂を  
40 收受した。」という収賄の訴因を、「甲は、丙と共謀の上、公務員乙の職務上の行為に対  
41 する謝礼の趣旨で、乙に対して賄賂を供与した。」という贈賄の訴因に変更することは、  
42 收受したとされる賄賂と供与したとされる賄賂とが同一であったとしても、公訴事実の  
43 同一性を欠き、許されない。（予備）

44  
45  
46 ■083■ 基準となる訴因

47 ◎ここでの論点に関する説は、公訴事実の同一性や一事不再理効に関する説と密接に絡ん  
48 でいるので、体系をよく考えて自説を構築しよう。